

## 川村文子の女子教育思想研究（二）

内海崎 貴子\*

Fumiko Kawamura's Idea of Woman's Education(2)

Takako UCHIMIZAKI

### 要 約

本稿は、川村女学院（現川村学園）の創立者川村文子の女子教育思想について、特にその家庭観・人間観・女性観を中心明らかにしたものである。大正期、社会の女子教育要求が高まるなか、文子は、私立の女子中等教育機関として川村女学院を創立し、その後、附属幼稚園、初等部、高等専攻科を次々と設置し、川村女学院を私立の女子一貫教育機関として発展させていった。このような女学院の教育を支えたのは、建学の精神である「女性の自覚」、「感謝の心」、「社会への奉仕」に集約された文子の女子教育理念であった。

文子の代表的な著作の検討と卒業生への聞き取り調査の結果わかったことは、以下の点である。1) 文子の家庭観は、性別役割分業を前提とした近代家族の特徴を持っていた。そのため、2) 文子は女性の家内役割を重視し、主婦役割を充分にこなす良妻賢母を理想の女性像とした。したがって、3) 文子の女子教育理念は、「女性の自覚」に象徴化された良妻賢母の育成となつたのである。4) 文子の良妻賢母は、性によって人間の序列化を図らない神道の人間観・女性観によって支えられており、女性の本性的価値を具現化した女性像であった。また、5) 専業主婦を前提とした良妻賢母は、大正期に急増した都市部の新中間層が求めた女性像であり、川村女学院の女子教育は、この階層の女子教育要求に適合していたといえる。

キーワード：女子教育史、良妻賢母教育、女性学、ジェンダー

---

\*助教授 教育学・女性学

## 1. はじめに

1924（大正13）年、川村文子（1875–1960）は、東京府北豊島郡高田町1640番地に私立の女子中等教育機関として川村女学院（以下、附属学校の正式名称として表記する場合を除き、女学院と略記）を設立した。筆者はこれまで、女学院の設立経緯と設立時の様相、私立女子中等教育機関としての発展過程、私立女子一貫教育機関としての制度上の確立について明らかにしてきた。そこでわかったことは、①文子が自身の教育理念達成のために学校組織を整備し、次々に教育制度上の拡大を図っていったこと、②第2次世界大戦時、国家の中等教育制度改革に伴って学校組織の変換が求められた際にも、文子は一貫して女学院の教育理念を堅持しようとしていたことであった。<sup>1</sup>

周知のように、大正期は、高等女学校、実科高等女学校など女子中等教育の場が量的に拡大した時期である。第1次世界大戦後、女子の中等教育要求の高まりとともに、特に東京府では私立高等女学校の設置が進み、学校数、生徒数が増加した。<sup>2</sup> 東京の女子中等教育機関の中には、多くの私立学校が存在した。

本来、私立学校は独自の教育理念のもとに設立され、その理念達成のための学校組織、教育内容を用意する。私学にとって、建学の精神は教育の基本理念であり、学校組織を維持するためのいわば土台となるものである。女学院を創立した文子は、どのような女子教育観を持っていたのだろうか。女学院の教育理念とその制度的発展を支えた、文子の女子教育思想とはどのようなものであったのか。

この点について筆者は、別稿で文子の家庭観と女性観について検討し、彼女の女子教育思想の根幹が「女性の自覚」、「感謝のこころ」、「ひとりの境地」にあることを明示した。このことをまとめると、次のようなになる。文子は家庭を人類の生活全体における基礎、基盤ととらえ、その中心に主婦としての女性を据えた。理想とした女性像は、家庭において合理的、効率的に家政を管理し、育児をこなす主婦であった。特に、文子は家庭の精神生活を重視し、女性をその担い手とした。文子の女子教育思想の根幹である「女性の自覚」は、独自の家庭観・女性観から生まれたのである。

また、文子のいう「女性の自覚」とは、女性が女性の果たす役割を自覚することである。性差を男女の違いと捉え、女には女の領域、男には男の領域があると考える文子は、女性は女性の役割を果すことによって、人間としては男性と同等であるとする。「感謝のこころ」とは愛の心であり、文子の信仰心、宗教心の根底となる心の状態である。「ひとりの境地」は「感謝のこころ」から派生し、あらゆる生命を統括し、愛や真善美などの価値を生成、発展させる原

動力である宇宙の絶対的な法則、つまり神の存在を確信する境地である。このように、女学院の建学の精神は文子の人生観、人間観の象徴として「女性の自覚」、「感謝のこころ」に集約されたといえる。<sup>3</sup>

以上の点をふまえ、本稿では、文子の著作『雲のゆきかひ』（1929年発行）、『雲のゆきかひ 第二輯』（1934年発行）、『雲のゆきかひ 第三輯』（1944年発行）、『感謝と家庭生活』（1957年発行）、『紫雲』（1961年発行）を検討することによって、文子の女子教育思想研究において残された2つの課題を明らかにする。はじめに、これまで検討できなかった家庭における夫の役割についてみていく。文子は妻の家内役割を重視したが、一方で夫にも家庭内での役割を求めている。したがって、文子の家庭観を知るためには、この点を明らかにする必要がある。なぜなら、家庭の中で女性がどのような位置にあるかは、男性との比較によってより明確になるからである。また、家庭における女性—男性の関係性は、良妻賢母の育成を主眼とする文子の女子教育観を規定していると考えられるからである。

次に、文子の女子教育観を再検討し、それが女学院の教育理念や教育内容など実際の教育とどのように関わっているのかを考察する。特に本稿では、女学院の卒業生へのインタビューを事例として取り上げ、女学院の教育を個別具体的に検証したい。

## 2. 家庭観—家庭における夫の役割

文子は、家庭生活に関する著作の中で家庭における妻の心得を詳しく論じているが、同時に夫の心得についても述べている。以下「家庭生活 第二輯」にしたがって、家庭における夫の役割についてみていく。<sup>4</sup>

文子は、「家は国家を構成する重要な単位であって、人間のあらゆる生活現象はみな家に深い関係をもつて居ります」と述べ、家を国家の構成単位としている。しかも、家は「あらゆる生活現象を生み出し、且進展させる原動力の発信地」であり、「実に重要な役目を持っている」のである。<sup>5</sup> このように重要な役目を持っている家庭生活に関して、文子は「女子のみが全責任を負うべきことではなく、男子もまた其一半の責任を負わねばならない」という。結婚生活、家庭生活においては、「当面の責任者が女子であるというだけのこと」、「完全なる家庭の経営には、男子の協力が必要」なのである。<sup>6</sup>

別稿で明らかにしたように、文子にとって「家」は、「男は公領域＝仕事、女は私領域＝家庭」という性別役割分業をメルクマールのひとつとする近代家族と同義であり、<sup>7</sup> 大正期に進展していく「家庭」を意味していた。<sup>8</sup> 近代家族が、「家庭」において夫と妻（＝男女）は同等

であるというイメージによって支えられているように、<sup>9</sup> 文子も、家庭生活は男女の協力によってはじめて成立すると考えていた。

また、文子は「この重要な役目を持つ家に就いての正しき信念と理解とを持たしめ、家の尊い職分遂行上の訓練を与えることは、教育の重大な仕事のひとつ」であるという。この点について彼女は、女性の教育領域ではその成果を認めているが、男性については教育の効果が充分ではないと考えていた。文子は男子教育について、以下のように述べている。

「家の重要な事たる結婚生活、子女の教養というが如き問題についても殆ど何等の教育的訓練を施して居らぬのが、現今のわが国における男子教育の実情でございます」<sup>10</sup>  
家庭が国家の重要な構成単位・生活の原点であると考える文子は、教育の役割のひとつとして正しい家庭観の形成を求めていた。文子が、家庭における男性の心得を執筆するに至った動機は、家庭に関する教育が男性にほとんど行われていないという認識があったからである。<sup>11</sup>

では、家庭における夫の役割とは何であろうか。文子は、夫の心得を通常時と異常時とに分けて論じている。以下、「通常時における夫の心づかい」をとされる項目を掲げ、それに沿って夫の役割を整理していく。<sup>12</sup>

- ① 家族を率いるものとしての責任の自覚
- ② 妻に対する心づかい
- ③ 家族親戚使用人等への心づかい
- ④ 信念の確立
- ⑤ 奉公心の涵養
- ⑥ 家風の尊重とその発達
- ⑦ 勤労の尊重と質素の風
- ⑧ 家事に対する理解
- ⑨ 家族制度の趨勢と夫の覚悟
- ⑩ 家族生活の保証

これらの項目を見てみると、文子が夫の心得として取り上げているものには、「責任の自覚」、「信念」、「奉公心」、「勤労の尊重」など精神的・規範的側面に関するものが目立つ。この点は、妻の心得を記した「家庭生活 第一輯」の内容とは対照的である。<sup>13</sup>

端的に言って文子は、夫に家族の統率者、いわゆる「家長」としての責任の自覚を求めている。その内容は、「家長」である夫自身に要求されるものの他、家族の成員に対する心づかいと、家族外の対社会的な責任とに分けることができる。以下、この3点について文子の考えを整理してみる。まず第一に、「家長」としての夫に求められることは、「家の本質」と「結婚生

活の本質」に対する理解である。

「一家を統べる役目を持っている」男性は、「家に対して最も真剣で最も真面目でなければならぬのであり、「家をして家本来の貴き性質を發揮せしむると否とは、家長と主婦との責任」である。したがって、各家の祖先の靈を祭ることはもちろん、家を存続させるための結婚・配偶者の選択においても、男性は真剣にならなければならないのである。<sup>14</sup>

また、夫には「家長」として、家庭で自ら模範となることが必要とされる。文子は、「家長がすべてのことに自ら模範を示していかねば、本当に整った家はできない」<sup>15</sup>という。模範となるべき具体的内容としては、信仰に基づいた信念の確立<sup>16</sup>や、「勤労の実行者、尊重者」になること、「家風を質素にするために」「主人自ら質素」になることなど<sup>17</sup>が挙げられている。家長は家のシンボルであり、かつ家の統率者でなければならぬのである。

特に興味深いのは、文子が夫自身に「貞操の純潔」の模範となることを求めている点である。

「家の支柱なる人の気持ちに不純なものがあることは、家そのものの品位を全体として低下させるのみでなく、先ず第一に妻、ひいては子女及び家族全体の気分を暗くし健康をも害することになります。…………一夫一婦制の妥当性のあまねく認められて居るこれからの中社会に於ては、貞操の純潔は決して女子に於てのみ尊いのではなく、男子に於ても女子に於けると同様、尊ぶべきことであることは申すまでもございません。……万一夫の貞操に不純を感じる場合には、妻の感情生活、ひいては生理生活に大いなる変化を来すことは当然なことでございます」<sup>18</sup>

文子は、女性と男性に対等の貞操観を要求し、その根拠を一夫一婦制の妥当性と家族、特に妻の精神的、身体的健康の維持とにおいている。

第二に、文子は「家長」である夫に必要なこととして、家族の成員に対する心づかいを挙げていた。その内容は妻に対するものと、子ども・使用人に対するものとに分かれる。ここでは家庭教育との関わりも含め、妻に対する心づかいを中心についていく。まず、妻に対する心づかいとして文子は、夫に対して次のようにいう。

「夫は妻に心から信頼して、万事を主婦をして統べしむるべきであります。単に統べしむるのみでなく、家事上のことについて主婦を第一の権威者として立て、自身（夫…引用者注）はその助力者とならねばなりません。……（中略）……こころからなる協力をしつつ、主婦に全幅の信頼を置いて、我保勝手をせぬことが好ましいことと思います。」<sup>19</sup>

文子は、主婦としての妻役割を尊重し、夫である男性にはその助力者であることを求めている。<sup>20</sup>

また、彼女は、夫が妻を力によって強制することを禁止している。「夫婦の間には強制がましい傾向が見られることは好ましくない」のであり、「他のものの面前其他で妻を叱責、訓戒することは、主婦たる妻の権威を傷つけることになって、一家の統率、子女の教育上に、妻の職分を遂行する妨げとなる」。<sup>21</sup>

同時に、夫は家事に対する理解を持たなければならない。文子は、「男子が家事に干渉することは好ましく」ないとしながらも、夫は「家事の尊むべきことと、家事其ものの大体の理解が出来て、妻の家事上の相談相手にもなり、同情者にもなり得るだけの素養を」持つことが大切だという。<sup>22</sup>

さらに、文子は、「妻は一家の主婦であると同時に、個性を有して居る処の人」であるから、「夫は妻の個性を充分に理解して、妻の中にあるあらゆる能力を発揮させることにしたいもの」とあると述べている。<sup>23</sup> 力による強制を排除し妻の人格を尊重すること、家事の重要さを理解し相談相手となること、妻の個性・能力を助長することが夫の心づかいなのである。つまり、文子は、女性が主婦としての役割を充分にこなせるような、精神的な配慮を夫の心得と考えている。

このような精神的配慮に加え、家長である夫には自身の健康はもちろん、家族一特に妻一の健康に十分配慮することが求められる。

「自己の身体が大にしては国家社会に連なり、小にしては一家の浮沈に關係のあるものであることを充分に自覚して、自己の健康は申すに及ばず、家族全体の健康に就いて、妻と協心努力する心掛けがなければ立派な夫とは申されぬと存じます。特に妻の健康に就いては、夫たるもののは非常な注意を払うべきであります。一心同体である妻の病気は心身ともに夫の病気でございます。……夫は妻の健康に就いては、十分の理解と同情とをもって、これをいたはることが緊要でございます」。<sup>24</sup>

文子にとって、夫婦はまさに一心同体なのである。したがって、夫には妻の心身の健康に留意することをも求められるのであろう。

夫婦の一体感を基本とする文子は、以下に示すように、家庭教育についても夫婦が協力してすすめるものと考えている。

「家庭教育はあらゆる教育の基礎をなすものであります。つまり人間としての品性は、家庭において培はるるものでございまして、その点は学校教育に一任すべきものではありません。……いかに多忙でございましても、夫は子女の教養に対しましては、出来得る限りの熱心さを持って、妻を導き、妻と協力いたさねばなりません」。<sup>25</sup>

また、夫婦が協力して行う子女教育は「その本質に於いて神其物の仕事であり、全世界を最も

確実に動かす仕事であり」、「無限の責任と歓喜とが自らそこ（子女教育のこと……引用者注）にある」のである。<sup>26</sup>

このように、文子は家庭教育を重視しているが、子どもとの関わりの中で夫が、具体的にどんな役割を果たすべきかについては述べていない。文子が父親に求めることは、「子女の性格の向上」と「円満な発達」のために、「父親の愛を感知せしめること」である。<sup>27</sup> 妻に対する心づかいと同様、子どもの教育においても、文子は夫に精神的なサポートを求めているといえよう。夫は「家長」として家庭を統率するとはいえ、主婦である妻の支持者・協力者として家庭経営に参加すべきなのである。

第三に、「家長」である夫に必要なこととして、文子は家族外の対社会的責任を挙げていた。それは、「家風の尊重と其発達」＝家族制度の維持と「家族生活の保証」の二点である。家には必ず家風があると考える文子は、「家風の集合延長拡大が即国風」であり、「家風は国風を作るとともに、また国風によって作られる」という。<sup>28</sup> したがって、家長である夫は家風を尊重し、その発展に努めなければならない。「わが国の家族制度の特色は、家の歴史を重んずることと、家の全体性を重んずるところ」<sup>29</sup> にあるから、家風の向上発展は家族制度の維持発展に貢献するのである。

また、性別役割分業を前提とした家庭観を持つ文子は、夫の役割は家計の維持、即ち生活費の獲得が中心であると考えている。

「現代の社会に於いては、一家の経済上の独立を遂行するための、生活資料を得る役目は主として男子にあるのでございます。……家庭経済の上から申しますと、生活費の獲得は、主として男子に、消費経済の責任は、主として女子にあるのが通例でございます」。<sup>30</sup> しかも、文子は「一家の生計上の責任を負う男子は、そこに男子の尊き使命遂行の喜びを感じるべき」であり、「決してそれを理由として、家族に誇り、妻に誇るべきものではない」という。<sup>31</sup> 夫が家計維持のために働くことは男性の役割として当然のことであり、妻や家族に誇る程のことではない。夫は、この男性の役割に使命感と喜びを持ってあたるべきなのである。文子によれば、このような夫の仕事（＝男性の役割）は、妻の主婦としての仕事（＝女性の役割）と価値的に差異はないのである。<sup>32</sup>

最後に、妻が職業を持つ場合の夫の心づかいについてみておきたい。文子は、妻が職業を持つことを否定しない。むしろ、文子は中立的な立場から、職業を持つ女性が増えたことに対して、現実的にどう対応するかを考えている。女性の活動範囲の拡大や経済上の理由で職業を持つ妻が出現したことで、文子は「職業を持つ妻への夫の心づかい」という新しい問題が起きてきたという。それは、「妻たる身分にある婦人が、職業に従事する上に就いては、未だ確固た

る習慣が形成されていない」という問題である。この点を踏まえて、文子は次のように夫の心づかいをまとめている。<sup>33</sup>

「夫たるものは、…夫婦共同して、妻をして安んじて、職業に励み得るよう、精神的同情をすることが、先ず第一に必要でございます。そう致しますれば、……妻の職業がしっかりととした基礎の上に立つことになるのでございます。……（中略）……夫は妻の職業に対して、つとめて理解力を養い、妻とともに妻の職業を楽しむことになりたいと思うのでございます」。

また、妻が職業を持つことで予測される生活の変化については、夫に理解と自制を求めていく。つまり、妻が職業につけば「家事の上に、種々の不便を生ずることは、やむを得ぬこと」であり、「従来一般の生活様式とは異なる家庭生活の様式が創り上げられねばならない」のであるから、このような境遇にある夫は「新夫婦道を創り出すつもりで」「決して世間普通一般的な夫が要求するが如き要求を、妻に致すべきではない」のである。<sup>34</sup> 文子は、有職の妻を持つ夫の心づかいとして、妻の職業への理解と生活上の精神的サポートを挙げている。このような指摘が現実に可能かどうか疑問は残るが、有職主婦への理解を求めている点は注目される。

さて、これまで述べてきた家庭における夫の役割について、ここで整理しておきたい。家庭における夫の役割は、一言でいえば「家長」としての責任の自覚である。具体的には、家や結婚生活に対する理解を深めること、妻が主婦としての役割をこなせるように人格を尊重し、精神的配慮をすること、家族生活の経済的保証を獲得することである。

これらをみてみると、夫の役割は精神的・規範的側面を中心であることがわかる。そこでは、夫が現実の生活の中で具体的にどのような役割を果たせばよいのかではなく、まさに抽象的な「心得」論が展開されているにすぎない。とはいっても、性別役割分業を前提とすれば、夫の役割について抽象的な心得論しか述べられないのは、むしろ当然かもしれない。なぜなら、性別役割分業の下では、家庭は女性の領域であるため、男性が具体的に関われることは限定されるからである。

以上の点を踏まえながら、文子の家庭観をまとめたい。文子は、家庭生活は男女の協力によって成立すると考えている。それは、男女に対等の貞操観念を要求する点からも推察できる。また、男女が同等の立場で家庭生活に関与していくためには、教育によって正しい家庭観を形成することが必要であり、特に男性は、教育を通して家庭における夫の役割を学ばなければならない。しかし、現実には男性の学ぶべき家庭における夫役割は、精神的に妻をサポートするということに限定される。

別稿で明らかにしたように、文子は家庭における主婦役割を重視していた。家事を合理的効

率的にこなし、消費経済の知識に基づいて家計を管理する主婦が、文子の描いた理想の女性像であった。それは、近代家族の形成過程で妻に期待された家内役割、女性役割であり、裏を返せば、男性の役割は家庭内には限定的にしか存在しないということでもある。男性の役割は家庭外の、公的な領域に属しているという近代家族の特徴が、文子の家庭観にもみられる。

このような家庭観は、「良妻賢母」イデオロギーのひとつとされる巖本善治の「ホーム」論と共通している。巖本の「ホーム」論は、「夫婦は精神的に平等で愛情によって結ばれ、団欒ある家庭を築かねばならず、そのため『男は外、女は内』の性的役割分担を果たさねばならないとするものである」。そして、「そこに説かれるホーム論は決して国家から独立した家庭ではなく、まさに国家のための家庭であり、」国家のために家事の合理化を主張するという特徴がみられた。<sup>35</sup>

また、主婦役割が重視される点は、大正期に展開された「生活改善運動」を支える家庭観の特色でもあった。それは、「生活改善の中心となるのは家庭の主婦であり、まさに婦人が家庭生活を重視し、実生活をととのえる自覚をもち、簡素化・合理化・能率化あるいは消費節約を促進し、生活の改善を計るべきなのであり、こうして国民各自の家庭生活が整えられることはひいては国家社会の安定につながるのだという考え方である」。<sup>36</sup>

以上のような家庭観を持つ文子は、当然の帰結として良妻賢母の育成を女子教育の目的とし、教育実践を行ったと考えられる。この教育実践を具体化したのが女学院の教育であり、それを支えたのが文子の女子教育観であった。

### 3. 女子教育観と川村女学院の教育—卒業生Aさんへのインタビューを事例として—

#### (1) 文子の女子教育観と女学院の教育

本節では、文子の女子教育観を整理し、それが女学院の教育とどのように関わっていたかを検討する。女学院の建学の精神は、文子の女子教育思想の基底を成している「女性の自覚」、「感謝の心」とそこから派生した「社会への奉仕」である。<sup>37</sup> いうまでもなく、これらの建学の精神は、文子の女子教育観を集約的に表している。ここでは、文子の教育観とそれを支える人間観・女性観を中心に、女学院の教育を具体的にみていきたい。

文子の教育に対する基本的な姿勢は、「ひとりひとりのいのちを育むこと」、換言すれば、個々の個性を尊重することである。「教育の真義」として、文子は次のようにいう。

「教育とは品性を培うことであります。培うというのは人間の天性、尊い純真ないのちを、受け得たるまま、ありのままに発揚して心許り美しく正しく素直な個性を輝かすことに外

なりませぬ」。<sup>38</sup>

ここには、文子の信仰に基づく人間観が見られる。別稿で明らかにしたように、文子は子どもを「神の子」とみなす。なぜなら、子どもは祖先の魂を継承する存在だからである。同時に、子どもを育てる両親の役割は神の御事とされる。晩年、文子が到達した「ひとりの境地」という人間観は他人をも尊いと感じる境地であったが、それは、ひとりひとりの人間の天性を尊重することでもあった。<sup>39</sup>

しかし、文子が「受け得たるままの個性」というとき、生物学的な性差が前提とされていることに注意しなければならない。<sup>40</sup> 「男は男の道を進み女は女の道を進むことが神ながらの道」<sup>41</sup> であると考える文子は、男女の性差を当然のこととして女子教育を考えている。文子は、「一口に教育と言っても、男子教育、女子教育をはじめとして種々に分類し得る」のであるから、「その教育方法も同一の原理の上に立ちながらも、同様に種々の特殊相を持って居ることを反省しなければならない」という。<sup>42</sup> 教育方法の原理は男女同一であるが、各々に個別の方法があると考えるのである。

このような文子の教育観の根底には、神道に基づく人間観・女性観があると思われる。渡部真由美によれば、神道は性によって人間を分けることなく、人と神とを同質の存在とみなすという。以下、渡部の整理にしたがって神道の人間観・女性観をみてみる。<sup>43</sup>

「神々と、日本の国土と、そしてこの国土の弥栄を現実世界の中で『実修実現せしめん』と生きてきた人間との関係性を、神道では同質存在と把握する。それは、神々・国土・人間とともに『神の生みの子』たる胎生の生命体に他ならない、とする信仰伝承に由来するものであり、故に神道では存在世界の当体が、その本性を自ら開顯発揚することにこそ意味的価値を置き、それを『善』と標榜してきたのであった。……この神人同質なる神道の人間観は、仏教・キリスト教の人間観には見られぬ、神道的特徴の一つとして特質されねばなるまい」。

「神道信仰において、人間存在の意味的価値は、男女の性別の故をもって峻別されることはなかったと考える。特に女子の場合についていえば、むしろ女子が女子特有の本性の働きを、自らのうちに充足しようとする時、初めてその存在価値を確立することが出来たのである。その故に女子もまた、この現実世界に立脚して、命持ちとして神の御業を継承する主体者たり得たのであった」。

渡部によれば、「仏教信仰における女子の存在様態」が「女子性の本質的属性を以って肯定されるべき要因を一切所有していない」のに対して、「神道信仰における女子の存在様態は、本質的に否定されるべき要因を一切含まない」という。<sup>44</sup> さらに、渡部は神道の女性観の特質

を仏教の女性観と比較検討し、「人間の本質的存在様態として、性別の故に峻別されるべき要因を一切包有せぬ神道の人間觀は、特に女子の場合、他宗教と比べて特質されねばならない要素を多分に含んでいた」と結論づけている。<sup>45</sup>

神道の人間觀は性によって人間を峻別せず、女性の本性に価値を置くという。文子が「女は女として徹底せよ」、「婦人はあくまでも婦人としての特徴に依存して行くことが、利益であり幸福であるということは疑いない」というとき、<sup>46</sup> そこには女性の本性に価値を置くという、神道信仰に基づいた信念が存在するのではないか。とすれば、文子にとって女子教育と男子教育を分けることは当たり前のことであり、そうすることで女性はその利益を確保することができるのである。

人間の天性を尊重するという文子の教育觀は、女学院の教育目的に明示されている。

「我が学院の教育の本領は、我国女子固有の美德を涵養すること、健康の増進につとめること、現代生活に適応すべき知識技能を修得せしむること、個性の伸暢を促すこと……（中略）……私の最も重きを置くのは人格の陶冶であります。それはやがて良妻たり、賢母たり得る根本的の資格であると確信するのであります」。<sup>47</sup>

「この学校（川村女学院のこと…引用者注）は知識を教えることのみを目的とせず、知識も技芸も、すべて人間を造ることの方便として居ります。如何なる境遇に面しても自分の人間としての本分を生かしていくことが出来、社会の一員として女らしく立派に人間の義務を果たしうる婦人を作ることを目的として居ります。それ故、この学校では抽象的知識を避けて実際的な教育を施すことに力を入れて居ります、学校をして最もよき環境を形造る一団体であらしめ、良き感化、愉快な気分と品のある人柄を作ることに努力して居るのであります」。<sup>48</sup>

女学院の教育目的は、良妻賢母の基本的な条件である人格の陶冶であり、女性の本分を遂行できるような人柄の形成である。換言すれば、女性である人間の天性を育むことが、文子の女子教育の目的であった。

以上のような教育目的を達成するために、文子は実際的な教育、いわゆる体験教育を重視している。彼女は「人間本来のいのちを成長し創造していく教育」を「生地の教育」と名づけ、「教育の重点を智識に置かず実地において」いる。それは、「知育を嫌うとか蔑視するとかいうのではなく」「生きた智慧をつかませたい」という文子の考えにい基づくもので、「自ら失敗を重ねていくうちに体得する智識」の教育である。<sup>49</sup>

このように「生きた智慧」を獲得させるための教育方法は、体験学習、自学自習方式をとることになる。<sup>50</sup> 文子は、中等教育である女学院の生徒をあえて「学生」と呼び、教室を「研究

室」とし、学生の「自学、自習、自為の習慣を養」うことをめざした。彼女は、それを一言で「実行の人となれ」と表現している。<sup>51</sup> 彼女は、「まず何よりも、生きた体験を得させる、今日習って今日役に立つ所の活きた学問」が必要であるという。その意味で、「自学、自習、自為によって得ました知識こそ、事々に応用のきく、生きたもので、忘れようと思っても忘れられるものでは」ない知識といえる。<sup>52</sup> このような教育は、実際に役立つ知識を自学自習方式で学ぶという、いわゆる「自己教育」に連なるであろう。

また、女学院の教育内容からみても、文子が実際の生活に役立つ教育を行おうとしていたことがわかる。女学院は、高等女学校令に拠らない各種学校の、五年制女子中等教育機関として創設された。女学院本科と称されたこの学科では、4年間で高等女学校の教育内容の学習を終了し、最終学年は保姆科、実務科、割烹科、裁縫科の四学科に分かれ、各科ごとに個別の学習がすすめられた。例えば、実務科では学科目として「タイプライター（邦文・英文）」「簿記（商業簿記・家政簿記）」など、高等女学校の学科目には見られない科目が設置されていた。<sup>53</sup> 本科の学科目編成の基本理念は、「個々の生徒の希望進路を考慮しながら、英語重視の、より専門性の高い知識と実生活、実社会で役立つ技能の獲得」であった。<sup>54</sup>

さて、「女性の自覚」を教育理念とする文子は、女性の高等教育、職業教育についてどのように考えていたのだろうか。前述したように、大正期は女子中等教育が量的に拡大したこともあって、女子の高等教育への関心が高まった時期である。<sup>55</sup> 文子は、女学校の教育において注意すべき点として「一、大日本国民たることの徹底的自覚をもたしめること。二、女性の尊さにめざめせしめること。三、勤労の尊さを体認せしめ骨惜しみせざる習慣をつけること。」の三点を挙げ、女子の専門教育を職業と学問との二領域から次のように述べている。<sup>56</sup>

「女子の職業につくことは、やむを得ざる状態でございますから、この方面の適當なる設備と指導とは大切なことであると存じます。学問の方面についても、女子の分担して然るべき方面もあることでございますから、女子のために其の道を開くことが必要でございます。具体的に申しますならば女子のための専門教育機関を増設すると共に、漸次各種大学の創設を必要とすることと存じます。」

文子にとって、職業教育はやむを得ず働く女性に必要な指導であり、学問を取り扱う高等教育は女子向きの領域で大学設置を必要とする専門教育であった。前述したように、文子は女性の領域は家庭にあると考え、女子教育の目標として良妻賢母の育成を第一に掲げていた。したがって、女性が職業を持つことはまさに「やむをえない」ことであり、自立のための職業教育は二義的にならざるを得ない。同様に、高等教育もその内容が女子向きであることという制限がつく。

とはいえる、女子教育の重要性が高まってきた大正期にあっても、「女子教育の目標は依然として我国家族制度に応じる良妻賢母の養成であり、実生活の家事担当者としての役割を女性にもたしめている」<sup>57</sup>という教育界の現状においては、女子向きという制限付きの大学であっても、その必要性を主張している点は評価されてよい。文子が求めた「女性の自覚」は、職業教育や大学教育に基づいた経済的自立をめざす「女性の自立」ではなかった。

しかし、一方で文子が描いた良妻賢母という女性像は、専業主婦を特徴とする新中間層が求めた女性像であった。ひろたまさきは、良妻賢母は新中間層の形成によって日本の社会に浸透していくとし、以下のように述べる。

「近代資本主義社会においては、家事を管理するための一定の教養・知識・技術を前提とした『良妻賢母』イデオロギーは、きわめて階層的な性格をもって出現したのである。日本においては一定の経済的余裕と教養を持った中間層、ことに専業主婦を特徴とする新中間層の社会的形成がその基盤となった」<sup>58</sup>

別稿で明らかにしたように、女学院を含め、附設の初等部、川村女学院附属幼稚園を進学先として選択していたのは、都市部に急増した新中間層であった。<sup>59</sup> 新中間層の夫婦の特徴は、「夫たちは家庭から離れた職場へと通勤する俸給生活者としての生活を送り、妻たちは生産労働から切り離されて、主婦として、場合によっては女中を使いながら、家事・育児に専念していた」<sup>60</sup>という点である。すなわち、新中間層は良妻賢母という専業主婦が可能であった階層であり、女性の経済的自立を積極的に求める階層ではなかった。文子は、「女性の自覚」という教育理念の中に良妻賢母=専業主婦という女性像を収斂したが、まさに新中間層が求めたのは、「自立した女性」ではなく「自覚した女性」だったのである。その意味で文子は、当時の社会の女子教育要求に対応していくといえよう。

また、文子は「学校と家庭との連絡は、眞の教育を致しますのには、欠く事の出来ない大切なこと」であり、「特に、人格の陶冶に最も重きを置く女子教育にあっては、男子教育における場合よりも一層大切なこと」であると述べ、学校教育と家庭教育の連携を重視した。<sup>61</sup> 専業主婦=良妻賢母の育成を教育目標としていた文子にとって、家庭と学校との一体化による教育が重要だったと思われる。

したがって、学校選択に当たっては、細心の注意が払われなければならない。文子は、「家庭の人々は、……その学校の歴史、伝統的精神、現在の校長の教育方針、教育上の施設、職員の気風等に対して、しっかりした理解を持つことが必要」であるといい、学校選択の段階から、家庭に学校と学校教育に対する理解を求めている。「私立学校からその歴史と伝統的精神とを取り去るならば、その内容は空虚となる」と文子が述べているように、私学にとって建学

の精神は生命線である。文子は私学の歴史と伝統を教育の根幹とし、それを家庭に理解してもらうことが私立学校を存続させていく上で重要だと考えていた。<sup>62</sup>

## (2) 女学院の教育事例——卒業生 A さんへの聞き取り調査から——

では、女学院では具体的にどのような教育がなされていたのだろうか。本節では、女学院の卒業生 A さんへの聞き取り調査を事例として、具体的に女学院の教育についてみていきたい。インタビューの内容に関しては、A さんの記憶の曖昧さ、一卒業生への聞き取り調査といった資料的限界はあるが、女学院創立当時の卒業生が少なくなり、資料収集が困難になったことを斟酌して、事例として取り上げることにした。今回聞き取り調査に協力してくれたのは、高等女学科（以下高女科と略記）1期の A さんである。インタビューは、1997年8月10日、午後8時から約2時間、電話で行われた。

A さんは、1924年、創設時の女学院本科に1期生として入学したが、その後進学を考慮して高女科に転科した。すでに述べたように、女学院本科は各種学校として設立されたため、卒業生は高等女学校卒業資格が得られず、当時の女子高等教育機関であった専門学校へ進学することができなかった。文子はこの点を考慮して、本科設立後わずか8ヶ月で高等女学校令に基づいた高女科を増設し、翌年開校した。したがって、A さんは本科に入学し、高女科を卒業したことになる。<sup>63</sup> 本科から高女科への転科は、父親の勧めによるものだったという。

また、女学院への入学についても、父の勧めで決めたという。A さんによると、彼女の父親は文子の教育方針を高く評価しており、女学院以外の高等女学校の受験は想ていなかつたようであった。卒業後もやはり、父の選択で実践女子専門学校へ進学した。入学試験は文子の自宅応接間で行われ、直接文子と面接したという。しかし、A さんはそれが試験だとは思わなかつたので、その場で入学が決まり驚いたそうである。<sup>64</sup>

1クラスの人数は23名だったという。ただし、第1期の卒業は高女科が20名、本科が22名であるから、<sup>65</sup> A さんの記憶違いか、あるいは中退者がいたのかもしれない。<sup>66</sup> 日常の学校生活については、次のように述べている。

- ① 「生徒の言葉づかいにとても厳しかったことを覚えています。また、廊下に鏡があつて『いつも正しい姿勢で生活しなさい、日常生活が作法の実習です』と、院長先生から厳しく言われました」。
- ② 「『感想録』<sup>67</sup>を毎日書いて提出しましたが、院長先生が目を通してくれました。すべてご覧になっていて、生徒ひとりひとりをご理解してくださったと思います。学校へ行くのが楽しかったです」。

③ 「『食事会』（『会食』のこと……引用者注）<sup>68</sup>がとても楽しみでした。院長先生とのお食事はとても緊張しましたが、それもまた楽しく、よい思い出です」。

前述したように、文子は実生活に役立つ教育をめざし、体験学習を取り入れていた。女学院では「会食」のほかにも「修養会」「参拝旅行」「ひなまつり」等の多彩な学校行事を取り入れたり、日常の学校生活においては「通学組合」での登下校、「通学簿」の作成、クラス雑誌の発行等を学校運営・学級経営の中で実践していた。<sup>69</sup> これらは、生活の中で学ぶという文子の教育方針を具体化したものであったと思われるが、Aさんには、女学院独自の教育として印象に残っていたのかもしれない。

その他、特に学校生活の中で印象的だったこととして、学外講師による講演会<sup>70</sup>を挙げている。

「市川房枝さんをお呼びして、婦人参政権の話を伺ったことがあります。お話を聞いたときは、あまりよくわからなかったのですが、戦後、選挙で投票に行きましたとき、『これが、市川先生がお話しなさいっていた婦人参政権なのか』と思いました」。

講演会の開催は学校行事のひとつであったと思われるが、講演者には各界の著名人が多く、生徒には貴重な経験となつたに違いない。

また、「大妻コタカ（現大妻女子大学の創立者……引用者注）さんが見えられたとき、たまたま廊下を歩いていたら、応接間に呼ばれ、直接紹介してくださったことがあります。とてもうれしかったです。その後、吉岡弥生（現東京女子医科大学の創立者……引用者注）さんにも紹介してくださいました」というように、女学院には、さまざまな教育関係者が来校していくようである。<sup>71</sup> Aさんは、大妻や吉岡に直接、一生徒の自分を紹介してくれたことにとても感動したという。廊下を歩いていた生徒に、気軽に声をかけられるということは、文子が、日常の学校生活の中にその身を置いていたことの証左でもある。例えば、Aさんは文子の学校での様子について以下のように記憶していた。

- ① 「院長先生は毎朝学校に、一番最初に登校なさり、私たちに向かえてくれました。一日中学校においてになり、生徒を見守っていたと思います。私はそのように感じていました」。
- ② 「毎朝講話があり、細かいことは忘れましたが、「愛」ということをよく言っておられたと思います」。

文子が日常的に生徒と接していたことは、多くの卒業生の作文などで知ることができる。<sup>72</sup>

女学院の教育についてAさんが、

「文子先生の教育には、愛情がありました。女学院へ進学して良かったと思います。卒業後も女学院の教育が身についていましたから、どのような時でも臆することなく対応する

ことができました」

と述べているように、文子の教育実践はその教育理念に支えられた、まさに生活の中で学ぶという実際的な教育であった。Aさんは、女学院卒業後もたびたび学校や自宅に招待され、後に文子の依頼で初等部に勤務したという。<sup>73</sup>

さて、これまでみてきた文子の女子教育観と女学院の教育について、ここでまとめておきたい。文子は、教育の根底に「ひとりひとりの天性を尊重する」という基本理念をすえた。そこでは、男女の性差が天性とされ、男女の差は人間の本性として価値的には対等とされた。このような男女観は、文子の神道信仰に基づいた人間観・女性観によって支えられていた。性差を天性と捉える文子は、女性と男性の教育を区別することを当然のことと考え、それぞれの性差=「天性」に基づいた教育目的・内容・方法を求めた。文子にとっては、男女別の教育の方が女性に利益をもたらすと考えられたのである。

このようなことから、文子は女性としての天性を良妻賢母に焦点化し、その育成を女子教育の目的とした。その結果、女学院の教育目的は良妻賢母の条件としての人格の陶冶、すなわち、女性の本分を遂行できるような人柄の形成におかれた。教育内容は、実際的な教育、日常生活に役立つ教育として実践的な科目が用意され、具体的な教育方法としては、生活の中で学ぶという体験学習、自学自習方式が採用された。このような女学院の教育実践は、卒業生への聞き取り調査でも明らかになった。良妻賢母の育成という女学院の教育は、建学の精神として「女性の自覚」に集約されたのである。

また、文子が求めた良妻賢母は、第1次大戦後増加した新中間層が求める理想の女性像でもあった。創立時から、女学院を進学先として選択していたのは新中間層の家庭であったように、文子はこの階層の女子教育要求に応えていたのである。周知のように、新中間層は専業主婦が可能であった階層であり、女性の経済的自立を必要としない。「女性の自覚」という建学の精神は、経済的自立を果たす女性を求めてはいなかったが、そのことがかえって新中間層の女子教育要求に適合したと思われる。文子は女性の職業教育に消極的であったが、もともと良妻賢母は女性の就業を前提としていなかったのである。文子にとって女性の職業教育は、やむを得ず働く女性のためのものだった。とはいえ、女性の高等教育について、「女子向き」という制限つきながらその必要性を認めていたことは特筆すべきであろう。

#### 4. おわりに

以上述べてきたことをここで整理しておきたい。文子は、「家長」としての自覚と妻に対する

る精神的サポートを家庭における夫の役割ととらえていた。家庭生活は男女の協力によって成立すると考える文子は、夫が家庭生活と妻の果たす主婦役割に理解を持ち、それらに対して精神的配慮することを重視したのである。家庭における夫の役割は、間接的に家庭経営に参加することであって、直接家事・育児に関わることを意味しない。あくまで、家庭の中心は主婦なのである。夫（＝男性）の役割は生活の経済的保証であり、妻（＝女性）の役割は家政を管理することであった。妻（＝女性）の役割と夫（＝男性）の役割は、文子にとって社会生活上も、人間としても価値的には同等なのである。

このような家庭観は、男は仕事（＝公領域）、女は家庭（＝私領域）という性別役割分業を前提とした近代家族に特徴的である。近代家族は男女の領域を分けることで、規範的にはそれぞれの役割が同等であるというイメージによって支えられているが、文子は、女性の主婦役割を徹底化することで、家庭における男女の同等化を図ったと考えられる。

周知のように、日本において近代家族がみられるようになったのは、大正期、都市を中心に増加した新中間層においてであった。新中間層が専業主婦を可能にし、女性に主婦役割を求めたように、文子も女性の主婦役割を重視した。女性の役割を主婦に求めた文子は、主婦役割を充分にこなす良妻賢母を理想の女性像としたが、同時に、それは新中間層が求める女性像でもあった。つまり、良妻賢母の育成は、都市部の新中間層に受け入れられた女子教育理念だったのである。

もともと文子の教育の基本理念は、ひとりひとりの天性を尊重することであった。しかし、そこでは性差も天性とされ、男女別の教育が当然とされる。女性には女性の教育が必要と考える文子は、女性の天性を尊重した教育を良妻賢母に具体化したのである。女学院の教育目的が、良妻賢母の条件としての人格の陶冶とされたように、建学の精神である「女性の自覚」は文子の女子教育理念を端的に表していた。「女性の自覚」に象徴化された文子の良妻賢母は、性によって人間の序列化を図らない神道の人間観・女性観によって支えられており、女性の本性に価値をおいていた。換言すれば、女性の本性的価値が良妻賢母に具現化されたといえよう。

また、文子の求める良妻賢母は、現実の生活の中で家政を合理的・効率的に管理する主婦であった。そのため、女学院の教育内容は日常の家庭生活に役立つ実際的なものとされ、教育方法として生活の中で学ぶという体験方式が採用されたのである。このような実践的な教育は、文子の女子教育理念に支えられながら都市部の新中間層に受け入れられ、良妻賢母の育成という女学院の教育目的を達成していったのである。

最後に今後の課題として、以下の2点を挙げておく。まず、卒業生への聞き取り調査を行ない、女学院の教育を学習者の視点で問い合わせることが必要である。また、他の女子中等教育機関

の教育と女学院の教育とを比較することによって、文子の女子教育思想を女子教育史の中で位置付けることも必要である。

\*史料からの引用にあたっては、旧字体の漢字は新字体にあらためた。また、旧かなづかいは、原則として現在の仮名づかいに改めた。

## 注

- 1 川村女学院の設立と教育制度上の発展経緯に関しては、拙稿「大正末期私立女子中等教育機関設置過程の研究—川村女学院を事例として（一）—」『川村短期大学研究紀要』第15号1995年、拙稿「大正末期私立女子中等教育機関設置過程の研究—川村女学院を事例として（二）—」『川村短期大学研究紀要』第16号1996年、拙稿「私立女子一貫教育機関形成過程の研究—川村女学院を事例として—」『川村短期大学研究紀要』第17号1997年、参照。
- 2 高等女学校研究会編『高等女学校の研究—制度的沿革と成立過程—』大空社、1990年、pp.151–154。東京府の場合、1926（大正15）年度の高等女学校数は、公立9校に対し、私立51校であり、大正年間の私立高女の増加数は29校、生徒数の増加は18904人に上った。また、大正期の私立高女の70%は、1921年度から26年度に増設されている。
- 3 詳細は、拙稿「川村文子の女子教育思想研究（一）」『川村短期大学研究紀要』第18号、1998年、参照。
- 4 川村文子「家庭生活 第二輯」『雲のゆきかひ 第二輯』。文子は、「家庭生活 第一輯」と題して家庭における妻の心得を述べている。しかし、内容的には妻の心得の中に夫婦の問題が含まれ、夫婦の問題の解決は妻の役目とする傾向がある。以下、文子の著作に関しては、原則として著者名を省略する。
- 5 「家庭生活 第二輯」『雲のゆきかひ 第二輯』p.111。
- 6 前掲「家庭生活 第二輯」p.109。
- 7 前掲「川村文子の女子教育思想研究（一）」p.179。
- 8 近代日本において、家族が「家庭」として論じられるようになるのは明治20年代後半からであり、その実態は第1次世界大戦後、都市部の新中間層を中心にその存在が明らかになっていく。詳細は、岩堀容子「明治中期欧化主義思想にみる主婦理想像の形成—『女学雑誌』の生活思想について—」『ジェンダーの日本史下—主体と表現 仕事と生活—』東京大学出版会、1995年、牟田和恵『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性—』新曜社、1996年、小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房、1999年、参照。
- 9 大正期、新中間層の家族の増加に伴って「主婦の管轄の下に家庭が存在するということが、明白になり、「女性の家庭における地位の『上昇』、家庭内での男女の『同等化』をもたら」した。前掲、小山静子『家庭の生成と女性の国民化』pp.170–171。
- 10 前掲「家庭生活 第二輯」pp.111–112。
- 11 この点について文子は、教育制度の改善をも求めていた。男性にも女性と同じように、家庭生活や結婚生活に関する「基礎観念」を形成すべきだというのである。
- 12 前掲「家庭生活 第二輯」pp.113–145。
- 13 もちろん、妻の心得として精神的・規範的側面が取り上げられていることはいうまでもないが、一方で文子は、家庭生活上起こる可能性のある事象への対応策を具体的に述べている。たとえば、老年期

## 川村文子の女子教育思想研究（二）

の結婚生活に関する章では、子孫にどのような形で財産を残すかという問題を取り上げている。そこでは、多額の財産は「子どもの依頼心を強め、奮発心をにぶらすこと」になるから、「多額の資産を子孫のために残すことなく、社会公共のために費やすべき」だという。「家庭生活 第一輯」『雲のゆきかひ 第二輯』 pp. 91–92。

- 14 前掲「家庭生活 第二輯」 pp. 113–115。
- 15 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 119。
- 16 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 134。
- 17 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 139。
- 18 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 120。
- 19 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 122。文子は、明らかに性別役割分業の支持者であるが、男女それぞれの仕事に価値的な差をつけない。たとえば、「(男女の…引用者注) 仕事に対する心労勤労の点から申しましても、決して両者に難易の差はつけがたいのでございます」と述べ、男女の仕事における役割は同等とみなしている。「家庭生活 第二輯」 p. 141。
- 20 良妻賢母教育の代表的な教育者である鳩山春子は、家庭における男女の同等性を認めていない。春子は、家庭をひとつの事業にたとえ、妻の出資した資本は夫の資本に比べて低いのだから、最終的には夫に家庭運営の決定権があるとする。主婦役割を重視する点では、文子の家庭観のほうがより近代家族に近いといえよう。鳩山の女子教育観については、拙稿「鳩山春子における女子教育思想の研究—その教育理念形成の基盤と良妻賢母教育の在り方を中心として—」『上智教育学研究』第8号、1981年、「鳩山春子における女子教育思想の研究—その思想形成家庭を中心として—』『上智教育学研究』第9号、1983年、参照。
- 21 前掲「家庭生活 第二輯」 pp. 123–124。
- 22 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 142。文子は、「妻が、外に仕事をして疲れて帰れる夫を慰むるが如く、夫もまた、内に家事に疲れたる妻を慰むることを心がけねばなりません」と述べ、夫婦に対等の相互慰安という役割を課している。
- 23 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 124。
- 24 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 118。
- 25 前掲「家庭生活 第二輯」 pp. 126–127。
- 26 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 127。
- 27 前掲「家庭生活 第二輯」 pp. 128–129。
- 28 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 137。
- 29 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 143。
- 30 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 144。
- 31 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 145。
- 32 文子は、「男性と女性との間には、尊卑の差はありません。……その受持ちと分担に違いのあることは、尊いことあります」と述べ、男女の役割を単なる分担の違いとしている。「大御おや」『紫雲—川村文子先生追悼記念録—』川村学園、1961年、p. 55。
- 33 前掲「家庭生活 第二輯」 pp. 152–153。
- 34 前掲「家庭生活 第二輯」 p. 153。
- 35 ひろたまさき「近代エリート女性のアイデンティティと国家」脇田晴子、S. B. ハンレー編『ジェンダーの日本史下—主体と表現 仕事と生活—』東京大学出版会、1995年、pp. 205–206。巖本は『女学雑誌』を主宰し、明治女学校の校長を勤めていた。文子が明治女学校の卒業生であることは、單な

る偶然ではないだろう。

- 36 中嶋邦「大正期における『生活改善運動』」総合女性史研究会編『日本女性史論集 6 女性の暮らしと労働』吉川弘文館, 1998年, p. 246。
- 37 女学院の建学の精神は、はじめに「女性の自覚」があり、次に「感謝の心」が加わり、さらに「感謝の心」を具現化するものとして「社会への奉仕」が追加されたのではないかと思われる。なぜなら、『川村女学院十年史』(鶴友会雑誌部, 1934年)には、創立理念の具体的な表現として「感謝の心」と「社会への奉仕」は見られない。もともと「感謝の心」は、晩年「ひとりの境地」に集約される文子の信仰生活上の指針であった。おそらく、女子教育実践を続ける中で、文子が自身の人間観を教育に生かすために、「感謝の心」を女学院の教育方針に加えたのであろう。また、「社会への奉仕」が教育理念として顕在化してくるのは、1928年前後の「社会部」設置のころである。
- 38 「社会部設置の趣旨について」『雲のゆきかひ』鶴友会雑誌部, 1929年, p. 38。
- 39 詳細は、前掲「川村文子の女子教育思想研究(一)」参照。
- 40 文子は「男性は男性としての、女性は女性としての深い自覚と責任とを持つことは、いつの世に於いても、文化発達のために極めて重要なことあります」と述べ、女性と男性の自覚の内容に違いがあることを重視している。「女性の自覚」前掲『紫雲一川村文子先生追悼記念録一』p. 49。
- 41 「婦人と職業問題」『雲のゆきかひ』p. 67。
- 42 「教員と生徒との団欒」『雲のゆきかひ』p. 26。
- 43 渡部真由美「神道の女性觀—女人往生思想との比較において—」総合女性史研究会編『日本女性史論集 8 教育と思想』吉川弘文館, 1998年, pp. 19–20。
- 44 前掲、渡部真由美「神道の女性觀—女人往生思想との比較において—」p. 21。
- 45 前掲、渡部真由美「神道の女性觀—女人往生思想との比較において—」p. 46。
- 46 前掲「婦人と職業問題」p. 68。
- 47 「教員と生徒との団欒」pp. 26–27。
- 48 「礎となる心」前掲『雲のゆきかひ』pp. 54–55。
- 49 前掲「社会部設置の趣旨について」p. 39。
- 50 女学院では、附属幼稚園、初等部、女学院が一体となって、「おひな祭り、針供養、合同遠足」などの課外活動（現在の特別活動にあたる）をたびたび行っている。詳細は、前掲、拙稿「私立女子一貫教育機関形成過程の研究—川村女学院を事例として—」参照。
- 51 「新入生に与ふる詞」『雲のゆきかひ』p. 24。
- 52 前掲「社会部設置の趣旨について」p. 40。卒業生へのインタビューによれば、この趣旨に則って文子は、日常の起居動作総てを作法の実習と考え、実行するよう学生に指導していたという。
- 53 授業時数は、「タイプライター」が週6時間、「簿記」が週4時間であった。また、保姆科には、「保育の理論および実際」が週7時間設けられていた。
- 54 前掲、拙稿「大正末期私立女子中等教育機関設置過程の研究—川村女学院を事例として(一)」p. 216。
- 55 大正期の女子教育については、中嶋邦「大正期の女子教育」日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』国土社, 1975年, 参照。
- 56 「我国女子教育の現況について」『雲のゆきかひ 第二輯』p. 30。
- 57 前掲、中嶋邦「大正期における『生活改善運動』」p. 233。
- 58 前掲、ひろたまさき「近代エリート女性のアイデンティティと国家」p. 206。
- 59 詳細は、前掲、拙稿「私立女子一貫教育機関形成過程の研究—川村女学院を事例として—」参照。

## 川村文子の女子教育思想研究（二）

- 60 前掲、小山静子『家庭の生成と女性の国民化』p. 39。
- 61 「学校教育と家庭教育—その連絡について—」『雲のゆきかひ 第二輯』pp. 36–37。
- 62 前掲「学校教育と家庭教育—その連絡について—」p. 37。
- 63 Aさんのように高女科に転科した生徒がどのくらいのか、今のところ不明である。しかし、転科しなかったために、専門学校へ進学できなかった卒業生も存在する。なお、1927年、本科は専門学校入学者検定規定にしたがって専門学校入学者資格を認定され、以降の卒業生は専門学校へ進学することが可能になった。しかし、本科の1期生はこの認定に該当しなかった。
- 64 創立時の入学試験は、文子が直接面接をおこなっていたようであるが、学科試験が実施されたかどうか、面接の内容など詳細は不明である。
- 65 『川村学園70年の歩み』（学校法人川村学園、1996年）p. 34。
- 66 筆者は、かつて初等部、家庭科、専攻科の学籍簿を調査したが、学期の途中で退学する児童・生徒が数名いることが分かった。その理由の大半は病気によるもので、中には死亡のためという生徒もいた。
- 67 創立時からはじめられた一種の生活記録ノート。生徒は、日常生活の中で心に残ったことを記録しておき、時々担当教員に提出する。教員はノートの記録内容を検閲し、作文の指導に用いたり、生徒の個性、思想、心情などを把握するために使用したという。『川村女学院十年史』鶴友会雑誌部、1934年、p. 235。
- 68 文子は創立時から、教職員、生徒とともに食事をとった。会食の目的は、「女子にとって大切な食事の作法を、実際上から習得せしむること」「料理、栄養についての幾分の知識を会得せしむること」「互いの親睦をはかる機会を作ること」であった。前掲『川村女学院十年史』p. 234。会食についての詳細は、前掲『川村学園70年の歩み』p. 159 参照。
- 69 「通学組合」は集団登校・下校の組織、「通学簿」は学校と家庭との連絡ノート、「参拝旅行」は伊勢神宮や奈良・京都への修学旅行であった。女学院での各種行事についての詳細は、「川村事典」（前掲『川村学園70年の歩み』pp. 158–175）参照。
- 70 文子は、女学院創立時から生徒を対象に講演会を開催していたが、1927年、鶴友会（現同窓会）に講演部を設置し、教職員、父母、校友、一般の人々に聴講を開放した。Aさんの記憶していた講演会が、生徒のみを対象としたものだったかどうかはわからない。なお、講演部による講演会の講師は、沢柳政太郎、美濃部達吉、金子堅太郎、井上秀子、吉岡弥生、ガントレット恒子などであった。詳細は、前掲『川村女学院十年史』pp. 361–374。
- 71 大妻や吉岡のほか、文子はさまざまな女子教育家と交流があったと推測される。鳩山春子（現共立女子学園の創立者のひとり）、嘉悦孝子（現嘉悦学園の創立者）、二階堂トクヨ（日本女子体育大学の創立者）などとの記念写真が残されている。写真には女子校長会を結成したという記載があるが、詳細は不明である。
- 72 例えば、女学院本科第1期卒業生は、文子が「朝礼には必ず出ていらして御自分で司会なさり、御自分で訓話なされ、御自分で声高らかに朝礼の歌として明治天皇御製和歌を歌唱された」と述べている。また、博物の時間に蛙の解剖をする際、文子は「命ある動物を殺すことに対して、私ども（生徒のこと……引用者注）が勉強しなければならない意義を長々と説明され」たという。詳細は、『紫雲川村文子先生追悼記念録』川村学園、1961年、参照。
- 73 創立時からの教職員一覧によると、Aさんは1932年から34年まで、初等部に教務補助として勤務していたと思われる。